



令和7年11月28日14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社大和日昇建設

期間：令和7年11月28日から令和7年12月27日まで(1ヶ月)

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社大和日昇建設の代表者が労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部 契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 武田 知美 (内線 6313)

令和7年11月28日

近畿地方整備局

株式会社大和日昇建設に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社大和日昇建設は、滋賀県内のマンション新築工事において、労働者が左膝部挫創の傷害を負い、4日以上休業したにも関わらず、労働者死傷病報告書を所轄の彦根労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。このことが、労働安全衛生法120条5号、100条1項及び122条、労働安全衛生規則97条1項に違反するとして、株式会社大和日昇建設及び同社代表者が、令和7年8月21日に彦根区検察庁に略式起訴され、同月25日に彦根簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社大和日昇建設の代表者が、労働安全衛生法に違反するとして略式起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社大和日昇建設

奈良県奈良市下深川町765番地

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年11月28日から令和7年12月27日まで(1ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。